

役員等に対する報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人一陽会
(2017年3月1日)

役員等に対する報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人一陽会の理事、監事、評議員、入所判定委員会第三者委員、評議員選任・解任委員会外部委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償費並びにその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬（以下「報酬」という。）の額は、勤務1回につき3,000円とする。ただし、勤務時間が4時間を越えた場合は5,000円とする。また理事長及びその代行にあった理事は、5,000円とする。

(職員である者の特例)

第3条 役員等でかつ社会福祉法人一陽会職員である者に対しては、役員としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。
2. 費用弁償の額は、社会福祉法人一陽会旅費規程別表を適用する。

(旅行命令)

第5条 役員等の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることができる。

(準用規程)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については、社会福祉法人一陽会職員の例による。

附則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。
平成12年10月1日から一部改正
平成28年 9月1日一部改正施行する。
平成29年 3月1日一部改正する。